

API仕様書（別紙1－3）項番28「事業者納税地」の「説明」欄の誤りについて

令和7年11月11日まで掲載していたAPI仕様書（別紙1－3）項番28「事業者納税地」の「説明」欄について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し、再掲載しました。

正	誤
・免税購入対象者に対して免税販売手続を行う輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者の<u>消費税法における納税地を設定する。</u> <u>（例）東京都千代田区霞が関 3-1-1 5 階</u> ・桁数を超える場合、超える部分を削除する、又は、適宜の簡略表記を行うことで桁数以内となるように設定する。	・免税購入対象者に対して免税販売手続を行う輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者の氏名又は名称を設定する。 （例）個人の場合：国税太郎、法人の場合：（株）国税商事 ・桁数を超える場合、超える部分を削除する、又は、適宜の簡略表記を行うことで桁数以内となるように設定する。